

第2次 有田市人権施策推進行動計画

概要版

令和5(2023)年3月
有田市

人権施策推進行動計画について



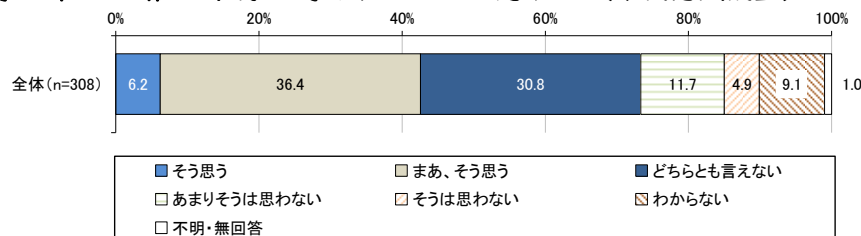
人権とは

「人権」とは、人間が生まれながらに持つ、自分らしく幸せに生きるために欠くことのできない基本的な権利であり、すべての人々に保障され、誰からも侵されることのないものです。

市民意識調査結果をみると、今の有田市で人権は十分に守られていると思っている人（「そう思う」と「まあ、そう思う」との肯定的意見の合計）は、4割を超えています。

すべての人がお互いの人権を尊重しあうことが、自らの人権が尊重されることにつながります。

◆今の有田市で人権は十分に守られていると思うか（市民意識調査）



計画策定の趣旨

これまで本市では、市民一人ひとりが自らの人権意識を高め、互いの人権を尊重し、あらゆる差別のない、すべての人が自分らしく輝いて暮らせる社会の実現をめざし、各種施策を行ってきました。

しかし、差別や偏見等の人権問題が依然として存在するとともに、インターネット上への差別書き込みをはじめとした新たな人権課題も発生しています。

「第2次有田市人権施策推進行動計画」（以下、「本計画」という。）に基づき、人権意識の高揚と人権擁護をめざし、関係施策の総合的かつ効果的な実施に取り組みます。

計画の位置づけと期間

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」第5条に規定される地方自治体の責務として、本市が人権教育・人権啓発を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

また、本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度の5年間です。

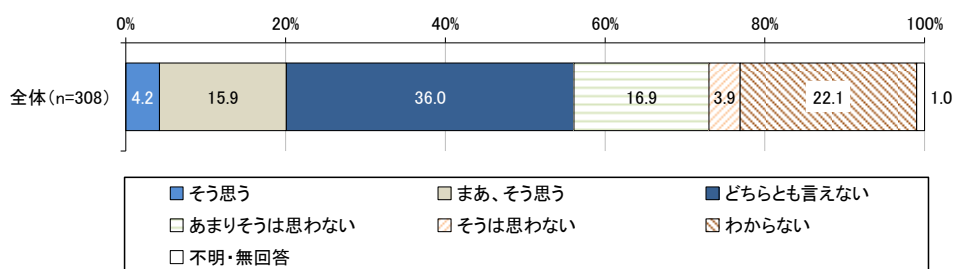
有田市の現状～市民意識調査～



人権を尊重する意識づくりを巡る現状

5年前と比べて、有田市民の人権意識が高くなっていると思うかについて、肯定的意見（「そう思う」と「まあ、そう思う」の合計）が3割を下回っています。

◆5年前と比べて、有田市民の人権意識は高くなっていると思うか（市民意識調査）



多様性を認めあうまちづくりを巡る現状

関心のある人権のことがらについて、「インターネットでの書き込みなど、情報化社会における人権」が49.4%と最も多く、平成28(2016)年度の調査よりも増加しています。

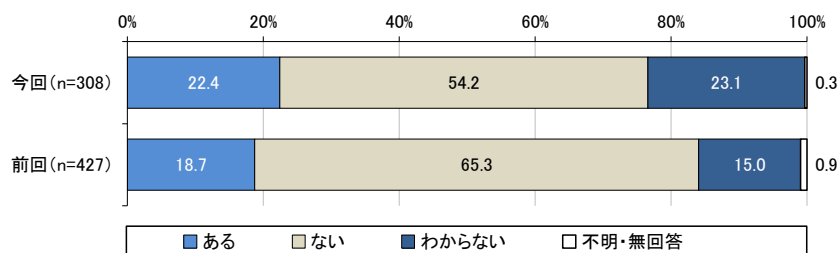
◆関心のある人権のことがら・上位3項目（市民意識調査）

1位	インターネットでの書き込みなど、情報化社会における人権（49.4%）
2位	障がいのある人の人権（38.0%）
3位	子どもや青少年の人権（26.9%）

人権侵害から守る相談・支援体制づくりを巡る現状

自分自身が人権を侵害されたと思ったことがあるかについて、平成28(2016)年度の調査と比較すると、「ない」が約1割減少し、「ある」と「わからない」が増加しています。

◆自分自身が人権を侵害されたと思ったことがあるか（市民意識調査）



計画の基本となる考え方



基本理念



すべての人が、自分らしく輝いて暮らせる
活力あふれる明るいまちづくり



本計画では、これまで以上に多様な主体と連携し、一人ひとりが尊厳を持ち、心豊かに暮らせるまちづくりの深化・推進を図るものとし、上記の基本理念のもと、すべての人の人権が尊重され、個性と能力を発揮し、安心して暮らせる有田市の実現をめざします。

本計画では、基本理念のもと、3つの基本的な視点に基づいて人権施策を総合的かつ効果的に実施します。

基本的視点 1 人権を尊重する意識づくり

生涯を通じた教育・啓発等を通じて、市民一人ひとりの固定観念や偏見をなくし、「心のバリアフリー」を促進することで、誰もが自分らしく暮らせる有田市の実現をめざします。

基本的視点 2 多様性を認めあうまちづくり

性別や障がいの有無、国籍などによって、あるいは、制度や慣行などを理由として、差別的な取扱いを受けることのないよう、市民一人ひとりの個性と人格を尊重し、共に支えあい、多様性を認めあうまちづくりを推進します。

基本的視点 3 人権侵害から守る相談・支援体制づくり

人権に関わる関係機関・団体や地域社会、事業者、学校等との連携のもと、相談・支援体制の充実に図り、様々な制度や専門的な助言、支援等によって問題の早期解決に取り組めます。

計画の内容



Ⅰ 基本的施策の推進

(1) 人権を尊重する人づくりの推進

市民の人権課題に対する関心と理解を深めるための教育・啓発活動を家庭・地域社会・学校・職場などあらゆる場面において展開し、人権尊重のまちづくりを推進します。

◆◇主な取組◇◆

- ① 市職員・教職員などに対する人権教育・研修の充実
- ② 家庭・地域社会・職場における人権教育・啓発の推進
- ③ 保育所や教育機関における人権教育・啓発の推進



(2) 人権の悩みや課題を抱えている人を取り残さない体制の充実

市民が気軽に相談することができ、適切かつ必要な支援を早期に受けることができるよう、相談窓口の周知と早期相談を呼びかけるとともに、関係機関・団体と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。

◆◇主な取組 ◇◆

- ① 人権相談窓口の整備と関係機関・団体との連携強化
- ② 人権侵害にあった人の支援体制の整備



2 分野別施策の推進

(1) 女性の人権

性による差別意識の解消やジェンダー平等意識の醸成に向けた教育・啓発を行うとともに、あらゆる分野における女性の参画拡大を図り、男女が共に社会のあらゆる場面で活躍できる環境づくりを進めます。

◆◇主な取組◇◆

- ① 男女の人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識を解消するための取組
- ② 女性の登用に向けたポジティブ・アクションの推進
- ③ 就業における男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの促進
- ④ DVに関する相談・支援体制の充実
- ⑤ 男女共同参画の視点に基づく防災減災体制の整備

(2) 子どもの人権

子どもの発達段階に合わせた人権教育を推進するとともに、児童の権利に関する条約が掲げる4つの権利（「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」）が守られるよう、家庭・学校・地域社会と連携し、子どもの人権尊重と人権の擁護に向けた取組を進めます。

◆◇主な取組◇◆

- ① 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進 ② 子育て支援策の推進
- ③ 児童虐待やいじめの防止と相談・支援体制の充実

(3) 高齢者の人権

高齢者が健康状態や年齢に関わらず社会を構成する一員として尊重され、生きがいを持って生活できるよう、高齢者福祉の一層の推進を図るとともに、権利擁護等に取り組めます。

◆◇主な取組◇◆

- ① 高齢者への理解を深める教育・啓発の推進 ② 高齢者の権利擁護の推進
- ③ 高齢者の生きがいづくり、健康づくりの推進 ④ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

(4) 障がいのある人の人権

障がいの有無に関わらず、誰もが分けへだてられることなく、お互いを尊重しあいながら暮らすことのできる社会の実現に向けた取組を推進します。

◆◇主な取組◇◆

- ① 障がいのある人への理解を深める教育・啓発の推進
- ② 「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮の推進
- ③ 障がいのある人に対する虐待の防止と権利擁護の推進
- ④ スポーツや文化活動など、市民交流の場の充実
- ⑤ 自立と社会参加を通じた生きがいづくりの推進
- ⑥ 障がいのある人の高齢化への対応
- ⑦ 障がいのある人に配慮した防災体制の整備
- ⑧ バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

(5) 同和問題

同和問題に関する正しい理解が進む一方で、結婚や就職における差別等、社会の中には今なお差別意識が根強く存在しています。

今後も継続して同和問題への正しい理解を深めるための教育及び啓発に取り組むとともに、同和問題に関する相談・支援体制のさらなる充実を図ります。

◆◇主な取組◇◆

- ① 同和問題の解決に向けた教育・啓発活動の推進
- ② 働く場での人権教育・啓発活動の推進 ③ 相談・支援体制の充実

(6) 外国人の人権

異なる国籍・文化的背景を持つ人々の多様な文化や習慣、価値観等に対する市民の理解を深めるとともに、外国人住民が地域社会の中で安心して暮らせるよう、平常時はもとより災害などの緊急時においても必要な情報を入手しやすい環境づくりを進めます。

◆◇主な取組◇◆

- ① 多文化共生への理解促進のための教育・啓発活動の推進
- ② 外国人が安心して暮らせる社会づくりの推進

(7) 疾病や感染症患者の人権

感染症・難病患者等の人権の尊重と差別の解消に向け、感染症等に関する正しい知識の普及と理解を深めるための教育・啓発等を行います。

◆◇主な取組◇◆

- ① 感染症・難病患者等に関する正しい知識の普及
- ② 感染症等に関する相談や支援体制の充実

(8) インターネットによる人権侵害

インターネット利用における個人のプライバシー等の保護、情報の発信・受信、情報収集に伴う責任やモラル等に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を推進します。

◆◇主な取組◇◆

- ① デジタル機器の活用、インターネット、SNSなどによる人権侵害を防止するための取組の推進

(9) 様々な人権

刑を終えた人や犯罪の被害者、性的マイノリティに対する偏見や差別など、様々な人権課題の解消に向けた取組を推進します。

◆◇主な取組◇◆

- ① 刑を終えた人の人権に関する啓発活動の推進
- ② 犯罪被害者及びその家族の人権に関する啓発活動の推進
- ③ 性的マイノリティに対する理解促進と相談体制の整備
- ④ その他の人権課題の解消へ向けた推進体制の整備



人権に関する相談

毎日の生活の中で、「これは人権問題ではないだろうか」と感じたり、よくわからなくて困ったりしたことはありませんか。

どこに相談すればいいのかわからない場合は、市役所市民課へご連絡ください。

電話相談

相談できる曜日・時間・連絡先など



月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8:30～17:15

有田市役所 市民課

☎ 0737-22-3558

主な相談窓口

相談内容	時間・連絡先など ※電話受付の曜日や時間帯などが決まっている場合があります。
人権全般・同和問題 性的マイノリティに関すること	人権ホットライン（（公財）和歌山県人権啓発センター） ☎ 073-421-7830
男女の悩み・DV	和歌山県男女共同参画センター“りいぶる” ☎ 073-435-5246
性暴力被害	性暴力救援センター和歌山「わかやま mine(マイン)」 ☎ 073-444-0099
ストーカー・DV	和歌山県警察本部 ☎ 073-432-0110（24 時間対応）
子どもに関わる悩み	児童相談所 全国共通ダイヤル ☎ 189（いちばやく）（24 時間対応）
非行・家出・いじめなど 少年問題	ヤングテレフォン・いじめ110番（和歌山県警察本部） ☎ 073-425-7867
高齢者等	わかやま認知症なんでも電話相談 （（一社）和歌山県認知症支援協会） ☎ 0120-969-487
発達障がいに関すること	発達障害者相談（和歌山県発達障害者支援センター“ポラリス”） ☎ 073-413-3200
こころの健康	こころの電話相談（和歌山県精神保健福祉センター） ☎ 073-435-5192
外国人の悩み	和歌山県国際交流センター ☎ 073-435-5240（多言語対応）

「第2次有田市人権施策推進行動計画」【概要版】

発行年月：令和5（2023）年3月

発行：有田市

編集：市民福祉部 市民課

〒649-0392 和歌山県有田市箕島 50 番地

TEL:0737-83-1111（代表） FAX:0737-82-2424